

幕湯

〔筑紫紀行〕十一日、城崎郡湯島○中 温泉に浴する事、入込湯には湯錢なし、幕湯の價一廻六夕なり。一日に三度づゝ、湯女これを玄らす、別に切幕といふあり、一室限に浴するなり、一自に二度づゝ、一廻の價金。一步なり、湯治人初めて宿に著時、祝儀を贈る事定りなし、此度は主の妻に百匹贈り、婢四人僕二人に百匹、湯女三人に六夕、湯支配菊屋元七に銀一兩贈り與へたり。

〔類聚名物考 地理三十五〕幕湯 まくゆ

今之俗、所々の温泉に、幕湯と云事有、貴賤入交りゆあむる事をさけて、幕にて隔て遮りて、他人を交へぬを云。是西土にても有事也、小窓別記に、卷石虎が奢靡の事を玄るせし所に、又爲四時浴室、用鎰石賦砾爲堤岸、或以琥珀爲躋杓、夏則引渠水以爲池、池中皆以紗縠爲囊、盛百雜香、漬於水中、嚴水之時、作銅屈龍數千枚、各重數十斤、燒火色投於水中、則池水恒溫、名曰燒龍溫池、引鳳文錦步帳、繁蔽浴所、共宮人寵嬖者解媒服、宴戲彌於日夜、名曰清嬉浴室、浴罷洩水於宮外水流之所、名溫泉渠、渠外之人爭來汲取、得升合以歸、其家人莫不怡悅、至石氏破滅、燒龍猶在鄰城、池今夷塞矣と見えたる、全く幕湯の事也、

〔攝津名所圖會 有馬郡〕有馬溫泉○中 入湯に品あり、幕湯、幕間、狹嫌、追込等の名あり、其幕湯といふは、浴室の入口に、其入湯の人の宿れる坊屋の印を染たる幕を打て、他の人を止む、室内には晝夜常燈を照らす、これ薬師堂の側なる報恩寺より燈す、開基僧正行基中興仁西上人の木像、腰輿に乗て毎年正月二日温泉の入浴初あり、其時温泉寺の別當僧二十宇の坊主、列を亂して浴室にて祝式あり、

〔有馬山温泉記〕汲湯とて、此地に來らずして、遠所へ汲よせてあた、め浴する人あり、寒月には湯の性うせずして、少の玄るし有べし、温なるときは、日をへて後陽氣つき、水の性變じてあしくなるべし、鹽湯五木湯などに入には玄かず、

汲湯